

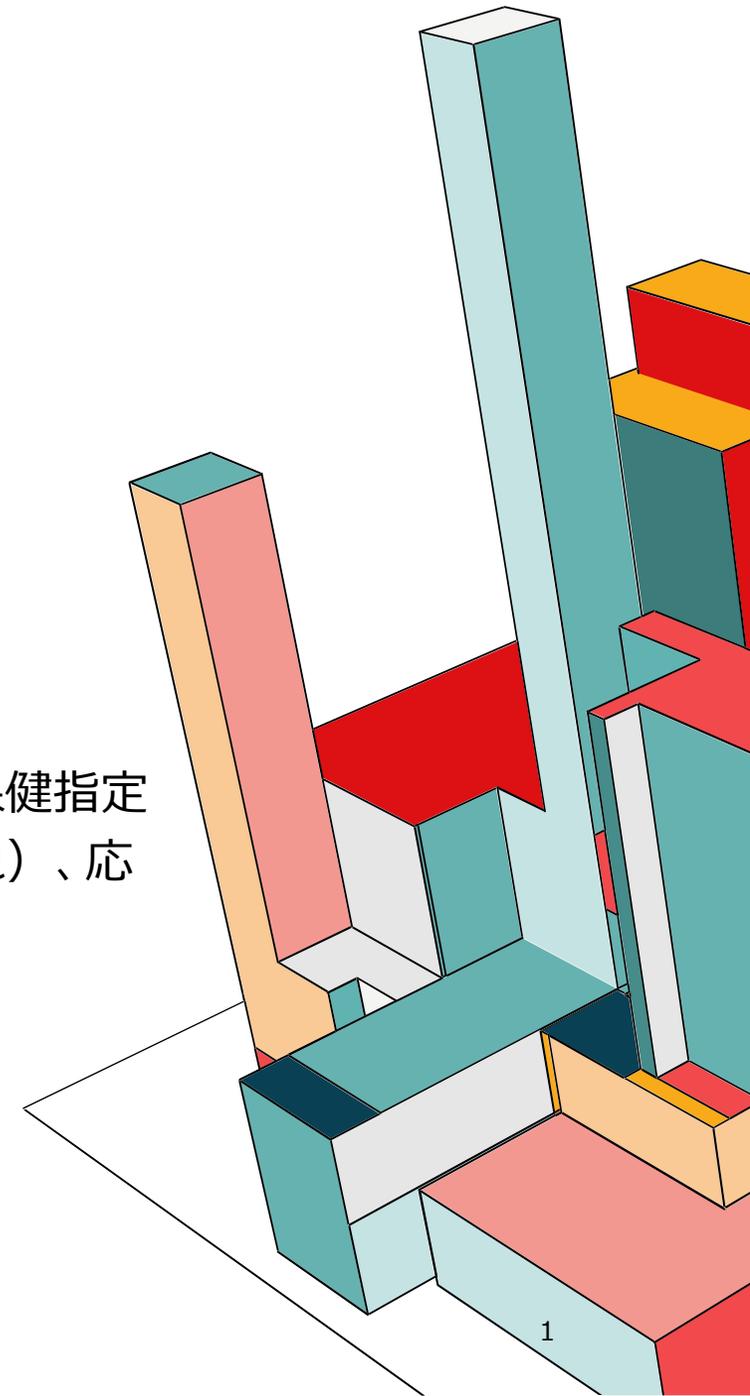
# 法律①

## 精神保健福祉法

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)

精神保健指定医 (以下、指定医) の役割 : 強制入院、隔離、身体拘束

入院形態 : 任意入院 (本人の同意) 、医療保護入院 (保護者の同意、精神保健指定医 1 名の診察) 、措置入院 (知事の同意、指定医 2 名の診察、自傷他害のおそれ) 、応急入院



# 法律②

入院形式	入院の必要性の判定	病院・病棟の条件	同意	選択の要点	期間	退院または入院形式の変更の決定
任意	医師	一般精神病院、精神病棟	本人の同意	医療・保護が必要、本人の同意がある	制限なし	本人の意思による退院（ただし、例外規定あり※
医療保護	指定医1名	一般精神病院、精神病棟	保護者の同意	医療・保護が必要、本人の同意がない	制限なし	医師の診断、判断による退院
措置	指定医2名以上	都道府県を設置した病院または指定病院	知事の措置	精神障害による自傷他害のおそれがある	制限なし	指定医の診断、判断による退院

※指定医の診察の結果、医療および保護のため、入院の継続が必要なときは72時間に限り、退院させないことができる。

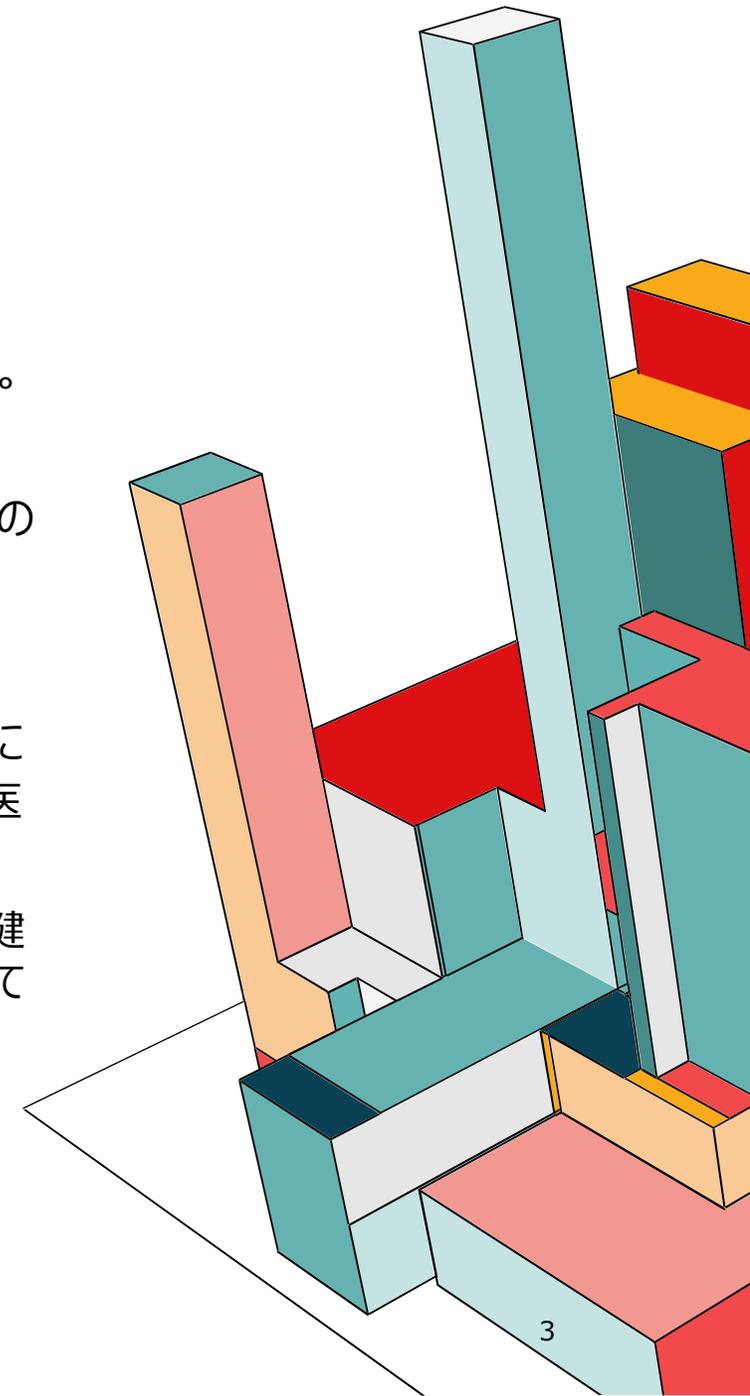
# 法律③

**障害者総合支援法**：自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めている。

**成年後見制度**（元は禁治産制度）：判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。後見、保佐、補助の類型がある。

**医療観察法**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律）：心神喪失者、心神耗弱者の犯罪に関して、退院後も指定通院医療機関で医療を維持させるための観察・指導を行うこととなった。

※措置入院や緊急措置入院制度は、症状によって他害のおそれなくなった場合には、精神保健福祉法により直ちに症状消退の届出をして、退院させることが義務づけられており、症状が出現して再燃（再発）した場合には対応ができない（附属池田小事件がきっかけ）。



# 医療機関

\* 多くの場合、制度・サービスの利用については病院にかかっている場合はその病院のケースワーカー（精神保健福祉士）、かかっていない場合は保健センターの精神保健担当が窓口となる。認知症に関しては地域包括支援センター（市役所の介護保険課）が窓口になることも多い。

**精神科病院**：比較的重度の精神疾患を対象とする入院・外来治療を行っている。

**総合病院（精神科）**：精神科病院と同様の機能も持つが、特に身体疾患との合併した場合のリエゾン精神医学の対象者の場合は、主要な選択肢となる。

**診療所・クリニック**：比較的軽度の精神疾患を対象とした外来治療を行っている。

